

大牟田市都市再生推進法人の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定及び指定の取消し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書類並びに事務分担を記載した書類
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書類
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) 誓約書（様式第2号）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

(審査機関)

第3条 市長は、前条の規定により提出された申請書及び添付書類の審査並びに推進法人の指定及び指定の取消しに関する審査を行うため、大牟田市都市再生推進法人審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員10人以内をもって組織する。

3 委員会の委員長は産業経済部長を、副委員長は都市整備部副部長を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(指定の基準等)

第5条 市長は、第2条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、委員会の審査を経た上で、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

(1) まちづくりの推進を活動目的とした公益的な活動を行う法人であること。

(2) 大牟田市内に事務所を有し、大牟田市立地適正化計画における都市機能誘導区域(都市拠点)内におけるまちづくり活動の実績があること。

(3) 申請者が業務を適正に遂行するために、事業計画等において必要な資金やその他業務遂行に必要な措置を講じていること。

(4) 関係行政機関や教育機関及び他の民間組織等と連携して、業務を遂行することができることと認められること。

2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書(様式第3号)により当該申請者に通知するとともに、法第118条第2項の規定により公示するものとする。

(暴力団の排除)

第6条 申請者は、前条第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、法第118条第1項の規定による指定を受けることができない。

(1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が事業主又は役員に就任している法人等であるとき。

(2) 暴力団員が実質的に運営している法人等であるとき。

(3) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結しているとき。

(5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。)又は暴力団員に対して経済上の利益または便宜を供与しているとき。

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

(名称等の変更)

第7条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第4号)に

より行うものとする。

2 市長は、法第 118 条第 4 項の規定により、前項の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。

3 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第 5 号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第 8 条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 市長は、法第 121 条第 1 項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要と認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し、報告をさせることができる。

（業務の廃止及び指定の辞退）

第 9 条 推進法人は、その業務を廃止したときは、直ちに都市再生推進法人業務廃止届出書（様式第 6 号）により市長に届け出るものとする。

2 推進法人は、都市再生推進法人指定辞退書（様式第 7 号）によりその指定を辞退することができる。

3 市長は、第 1 項の規定による業務の廃止の届出を受けたとき又は前項の規定による指定の辞退があったときは、第 118 条第 1 項の規定による指定を取り消すとともに、同条第 2 項の規定により公示するものとする。

（改善命令）

第 10 条 市長は、法第 121 条第 2 項の規定により、業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の審査を経た上で、指定を取り消すことができる。

（1） 推進法人が解散等したとき。

（2） 前条に規定する命令に従わないとき。

（3） 第 4 条に該当することが明らかになったとき。

（4） その他推進法人の責めに帰すべき事由により、推進法人として業務を継続することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項第 2 号及び第 3 号の規定により取消しを行う場合は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定により、聴聞を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、法第121条第4項の規定により、その旨を公示するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年5月15日から施行する。

別 表 (第3条関係)

職 名
企画総務部副部長
市民協働部副部長
環境部副部長
保健福祉部副部長
教育委員会事務局次長